

平成16年度 包括外部監査の結果報告書の概要

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

教育委員会所管の施設に係る財務事務の執行について

(1)外部監査の対象

次の7機関を対象とした。

秋田県立農業科学館、秋田県総合教育センター、秋田県立子ども博物館、秋田県生涯学習センター、秋田県立岩城少年自然の家、秋田県立保呂羽山少年自然の家、秋田県立大館少年自然の家（以下、文中においては「秋田県」または「秋田県立」を省略して記載している。）

(2)監査対象期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

なお、必要に応じて、上記以外の期間も監査の対象に含めている。

3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

秋田県では、教育委員会が所管する施設を有しているが、これらの施設は、建設費及び建設後の維持管理費用が多額であり、運営の効率化と県の教育資源（人・物・金）の最適配分が求められている。特に平成15年度においては、公の施設に関する指定管理者制度が制定されたことにより、県保有施設の管理については、民間事業者等も受託することが可能となり、今後の管理運営方法の検討が必要となっている。

また、社会経済情勢の変化により当初の設置目的と現在の運営に違いが生じていると考え

られる施設、今後の管理、運営のあり方について検討を要すると考えられる施設も見受けられる。

以上を考慮すると、県が管理、運営する施設については県民の関心が高く、当該テーマの選定が有意義であると判断した。

4 外部監査の要点（着眼点）

監査の要点は次のとおりである。

各施設の財務事務が関係諸法令に基づき適正かつ効率的に行われているか。

各施設がその設置目的に則した活動を行っているか。その活動は県の政策目的と整合しているか。

5 外部監査の実施期間

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 1 月 27 日まで

第 2 外部監査の結果

人事関係

1 退職時の昇給（農業科学館、生涯学習センター、少年自然の家）

20 年以上勤務した者については、20 年以上の勤務をもって、勤務成績が特に良好と判定し、全員について昇給の上、退職金を算定している。しかし、現行の取り扱いは、昇格基準第 38 条に規定する勤務成績が特に良好か否かの判定を行わないまま、昇給を自動的に認めているものと判断する。県は「特に良好であった」ことにつき、退職時に判定すべきである。

なお、定年まで勤務したことをもって同基準第 42 条の「その他必要があると認められる場合」に該当するとして昇給を行っているが、規定上定年が該当するか否かが不明瞭であり、現行の取扱いを行うのであれば、規定において明瞭にすべきである。

契約関係

1 単独見積随意契約（農業科学館）

第一展示室模型等修復業務委託契約（平成 15 年度 682 千円）について、1 社の見積書しか徴取していないが、業務内容を勘案すると、同社しか行うことができない特別な業務

と判断する積極的根拠に乏しいため、2 社以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徴取すべきと考える。

固定資産関係

1 公有財産台帳への記載（子ども博物館）

創作陶芸室の陶芸用ガス窯は、子ども博物館及び児童会館いずれの公有財産台帳にも記載されていないため、当該ガス窯を再使用の見込みがないとして廃棄してもその経過が公有財産台帳に記載されないことになる。

当該ガス窯については取得から 24 年以上経過しているため、遡及して区分・記載する意義は乏しいが、今後、公有財産は、その管理を適切に実施するために、公有財産台帳に記載すべきであると考ええる。

物品関係

備品原簿に記載されていない物品、備品原簿の登録内容に誤りのある物品、保管場所不明の物品、廃棄済みと報告を受けたが実在していた物品が見受けられた。物品の使用状況を明らかにしておくためには、物品に異動の事実があった都度、備品原簿に記載整理しておく必要がある。物品を亡失し、又は損傷したときは、物品の亡失又は損傷の処理を実施しなければならない。また、使用に耐えない物品又は供用の必要がない物品があれば、これらの物品について不用の決定をして、処分すべきであると考ええる。

その他

1 現金管理（保呂羽山少年自然の家、大館少年自然の家）

保呂羽山少年自然の家と大館少年自然の家では、宿泊者からシーツクリーニング代の実費を徴収し、クリーニング業者に対して代金を月末に一括して支払っている。

月中において現金管理業務が発生しているが、入出金の記載整理を実施していない。残高に関しても、毎日の現金実査を実施していない。

今後は、一時的に保管しているシーツクリーニング代であっても、秋田県財務規則第 273 条に規定されている歳入歳出外現金の取り扱いに準じて入出金の記載整理を行い、毎日、現金実査する必要がある。

2 印紙管理（子ども博物館）

印紙類受払簿を査閲したところ、使用枚数と用途が付箋で貼り付けられていたものの、平成 16 年 7 月 7 日以降、受払記録が行われておらず、平成 16 年 7 月 30 日現在の印紙枚数と実数を照合したところ、差異があった。

印紙といった現金同等物は、払出したときに、払出し数量を印紙類受払簿に記載しなければならない。

また、印紙類受払簿には、平成 15 年 1 月 31 日分より、物品管理者の認印がなかった。物品管理者は月末に印紙類受払簿を確認し、認印しなければならない。

3 バス回数券の管理（生涯学習センター）

平成 16 年度のバス回数券受払簿を査閲したところ、管理者による受払承認印が押印されていなかった。物品管理者は月末に印紙類受払簿を確認し、認印しなければならない。

第 3 結果報告書に添えて提出する意見

農業科学館

利用者の分析によると、農業科学館は「大曲・仙北在住の中高齢者が花の企画展示を目的に入館する」機能を高い割合で担っていると言える。秋田県が運営する農業研修センター・生態系公園と農業科学館の事業を比較すると、事業内容は類似している。農業研修センター・生態系公園は、教育的機能としては農業科学館を上回る点も多いと考えられる。

また、農業科学館の入館者は学習目的ではなく、公園のような安らぎの場所としている人も多いが、農業研修センター・生態系公園も同規模の敷地面積を有し、観賞温室の規模は農業科学館よりも大きく、名称の通り公園機能を有している。公園機能に着目しても、農業研修センター・生態系公園は、農業科学館と類似していると考えられる。

県の財政は非常に厳しく、類似の事業を重複して県民に提供する余裕はないという考え方に基づけば、農業科学館と農業研修センター・生態系公園を統廃合することが考えられる。

上述した「農業科学館と農業研修センター・生態系公園の統廃合」とは別な考え方とし

て、農業科学館を大曲市へ移管することが考えられる。農業科学館は、大曲市総合公園に隣接している。入館者は、地元の大曲・仙北の県民が多く、地元以外の入館者が少ないことを考慮すれば、地元の大曲・仙北の県民に支持されている農業科学館を受益者負担の観点から大曲市に移管し、大曲市総合公園の場所的・機能的な核施設となることも考えられる。

この点に関しては、入手した大曲市総合公園の資料において、将来、大曲市が農業科学館を県から移管を受ける可能性にも言及しており、秋田県と大曲市の意見が一致すれば、農業科学館を県から大曲市へ移管することが可能と考える。

さらに、「農業科学館と農業研修センター・生態系公園の統廃合」と比べて、農業科学館の大曲市への移管の利点は、移管後、大曲市が従来と同様の機能を地元の大曲・仙北の県民に提供することにより、農業科学館を支持する入場者が、引き続き現在と同様の機能を楽しみ、かつ、県としては財政の負担が軽減されることである。

総合教育センター

1 今後の方向性

平成 15 年度での各研修室の稼働状況は年間ベースで 30%弱～70%弱である。また、多様なニーズに対応するための研修設備であるプラネタリウム、天体望遠鏡、電子顕微鏡及び LL 機器の稼働状況は、利用回数が極めて低い状況で推移している。宿泊施設については、一般室だけで計算すると、設立時の計画に比べて約半分の利用状況でしかない。

県職員の研修施設である自治研修所は、総合教育センターと同じ平成 7 年に新築され、2 つの研修施設が共用棟（食堂、浴場等）をはさんで隣接している。双方の施設とも、管理研修棟及び宿泊棟を有しており、ハード（施設）面では類似の施設といえる。実際、総合教育センターの研修室に空室がない場合には、教員を対象とした研修を自治研修所の教室で行うことがある。

総合教育センターを新築するに当たり、年間の稼働状況を勘案して本当に必要な規模の設備・施設であったのか、隣接する自治研修所との相互活用を十分考慮していたのか、新築以後の維持管理コストを的確に把握していたのかどうか疑問であり、設立時の計画設計が不十分であったと考えられる。

当センター（及び自治研修所）の施設設備は平成 7 年開所と新しく、施設の維持という

観点から、利用・稼働率を上げることが必要と考えられる。

利用・稼働率を上げるためには、稼働の低い時期（月）を有効利用する方法を考える必要がある。例えば、生涯学習センターの講座内容の調査研究機能を総合教育センター内に移し、併設することや、生涯学習講座の開講、エル・ネットによる講座内容の発信により、設備の稼働・利用状況を上昇させることが可能となる。仮に、これらの方策により稼働・利用状況が限界となった場合には、教員研修を隣接する自治研修所で実施することや、県立学校等の県有施設を利用することで足りると考えられる。

2 研修のあり方

講座については、学校経営において重要性が増している校長・教頭のマネジメント能力を高めるための研修が不十分であり、e-Learning(コンピューターネットワークを利用し、受講者一人一人のニーズや習熟度に合わせて行うトレーニング)の活用も民間と比べると遅れている。

初任者に対しては、実際に教員として働く前に、教員として最低限の基礎的な部分について一定の研修を行っておくべきであり、任用後、可能な限り早期に、教員としての基礎的な部分に関する研修を集中的に行えるように初任者研修の年間計画を設定するか、あるいは、従来行っているオリエンテーションを拡充するなどして、まとまった研修を行う機会を設定することが望ましい。

経験者研修は、教育スキルに関するプログラムがほとんどであり、職業倫理やリーダーシップ、教育へのコミットメントなどに関する、教員の意識改善や素養を高めるためのプログラムを十分に用意していない。これについては単独でコース設定を行うべきである。また、教員としてのキャリア形成上の節目となる里程であるにもかかわらず、これまでの振り返りや能力・スキルの棚卸し、今後の目標設定などについて考える機会も用意していない。教員に必要とされる要件と教員としてのキャリアを全体的にとらえ、あるべき姿とのギャップについて気づく機会を与えるような内容を設定すべきである。

教育事務所担当研修については、同一プログラムにもかかわらず、使用教材や研修の進め方は各地区事務所に任されており、事前・事後のナレッジ共有も文書ベースで十分に行われていないため、県全体での研修のクオリティが確保されているとは言い難い。同一プログラムについては、一定の質を保証できるよう統一的に行い、各地区が文書ベースでナ

レッジを共有することによって、質のずれを補正できるようにすべきである。

B 講座（推薦による専門研修）について、定義づけが曖昧であり、必修の意味合いが強いものと、教育スキルが低い教師向けの研修が混在している。また、専門分野間の講座数のバランスが悪く、国語や社会など講座を設置していない分野もある。目的の切り分けを明確にした上で、スキルアップ研修及び必修専門研修とともに充実させることが望まれる。

C 講座（希望による専門研修）について、定員を大幅に超過しているケースや、定員割れを起こしているケースがあり、効率的に運営できていない。受講者のニーズの把握や講座の趣旨の周知徹底等により、効果的に講座を運営する必要がある。

研修品質の向上について、現状の研修の評価の切り口（研修回数、研修日数、研修生数、延べ研修生数、定員充足率、校種別申込者数/受講者実人数/受講延べ人数/欠席延べ人数）は多面的とは言えない。例えば、教員一人当たり年間受講時間、一人当たり累積受講時間、学校別受講実績、研修ニーズ充足率等もっと多面的な切り口から評価を行う必要がある。また、研修は実施することが目的なのではなく、実施によって具体的な効果をあげることが目的であるが、現状の評価項目では研修の実施状況を把握することはできても、研修の効果を把握することはできない。研修の効果（質的な評価）が把握できない場合、研修の品質を向上させていくための PDCA マネジメントサイクル（注）を回すことができない。したがって、品質向上のための一連のサイクルを構築するために、ニーズの把握、ニーズへの対応、効果測定、研修の見直しについて改善する必要がある。

教員研修体制について、総合教育センターの他に、本庁各課、教育事務所など教員研修を担当する機関が複数あるため、研修内容の重複が発生している。また、組織横断的な研修体系を策定したり、プログラムの品質管理を包括的に行ったりするといった、教職員の研修に関する最終的な責任の所在が曖昧である。効率的な教員研修の実施体制を整備するためには、連絡会の開催頻度を増やし、意思決定権限を持たせることや、教員研修を担当する機関を集約する等の対応が考えられる。

（注）PDCA マネジメントサイクルとは、Plan・Do・Check・Action という事業活動の「計画」「実施」「点検」「見直し」サイクルを意味しており、これら 4 つのステップを継続的に回転させることで、目標達成をめざすというものである。

子ども博物館

利用者の分析によると、児童会館・子ども博物館は「秋田市及びその近隣在住の小学校就学前の児童をもつ家庭が児童会館・子ども博物館のさまざまな機能を目的に入館している」と言える。

児童会館と子ども博物館はひとつの建物のなかで便宜上その機能を区分しているにすぎず、来館者にはその区別ができない。現状では、県の組織上では、児童会館は健康福祉部子育て支援課の所管となっており、子ども博物館は教育委員会の教育機関となっている。組織上二分化していることから、情報連絡経路が二系統あり、予算措置等二重の事務負担が生じていることになる。所属組織を一元化し、事務の効率化を図るべきである。

所属組織の一元化にあたっては、子ども博物館を教育委員会所管の登録博物館から、健康福祉部子育て支援課所管の博物館相当施設または博物館類似施設として転用することがよいと考える。転用にあたっては、関係省庁との協議ないしは確認も必要となろう。

なお、一元化する目的は事務の効率化である。したがって、一元化を契機に人材配置や予算を見直すとしても、結果としてサービスの質が低下することを招かないようにしなければならない。

生涯学習センター

1 分館について

生涯学習センター分館は、貸館業務のみ行っており、その管理運営は(財)秋田県総合公社に委託されている。生涯学習の調査研究、学習機会の提供という生涯学習センターの設置目的から勘案すると、貸館業務は主たる事業とはいえ、分館を生涯学習センターの所管とする必要性は低いと考えられる。

生涯学習センター本館・分館と類似する貸館施設は近隣に多数存在し、分館より新しい貸館施設も数箇所存在する。

分館は昭和 36 年に竣工後 43 年が経過し、老朽化が進んでおり、利用者の利便性を十分に満たしていない状況にあり、平成 15 年度は 11.3 百万円の支出超過の状況にある。

平成 15 年度に年間 11 万人の利用はあるものの、利用率は 48%と高い状況とは言えず、生涯学習センターの主たる事業とは言えない貸館業務を、毎年赤字を計上して継続する意義は乏しいと考える。分館と類似する貸館施設は近隣に多数存在しており、建物も老朽化

していることから、早期に分館の建物を取り壊し、跡地を有効利用することが望ましいと考える。

2 本館について

生涯学習センターの本館は、稼働率が低い。限られた予算と人員で、学習活動、指導者養成・研修事業、家庭教育支援、学習情報提供と相談体制、調査研究等の事業を行っていることから、生涯学習センター主催事業による稼働率の上昇は困難な状況にあると考える。

土地・建物の有効活用を図るためには、土地・建物の民間への売却、建物を取り壊しての駐車場化から、貸館化（賃貸施設及び県の他部局の利用）が考えられる。

土地・建物の民間への売却は、昨今の景気低迷により需要予測が困難であることから、現実的ではないと考える。また、建物を壊しての駐車場化も、本館所在地周辺には県立図書館、子ども博物館、及び児童会館といった県有施設があるが駐車スペースが少なく、駐車場を設置することにより、これら周辺施設の利用者の利便性が高まるものの、建物は老朽化しておらず、現実的ではないと考える。よって、現時点においては、貸館化が本館の有効利用の現実的な案と考える。分館を廃館することに伴い、当該分館利用者が本館を利用することになれば、本館の稼働率の上昇も期待できる。

仮に本館を貸館化すると、従来、本館で実施していた、主催講座の開催や生涯学習ソフト開発事業をどこで行うかが問題となるが、生涯学習センターの主な事業は、生涯教育という生涯学習のソフト面に関わるものが主であり、必ずしも現所在地にある本館でなければ実施できない性質のものではないと考える。主催講座の開催や生涯学習ソフト開発事業機能は、稼働率の低い総合教育センターに移転することが考えられる。

移転により県内人口密集地である秋田市から離れてしまうが、車社会といった現状を考えるならば、若年層も生涯学習に参加する機会が広がり、総合教育センターには駐車スペースに余裕があることから、大きな制約条件にはならないと考える。移転により、利用者の減少を危惧する考え方もあるが、利用者へのPR活動により、移転の周知を図ることで対応可能と考える。

また、総合教育センターにはTV会議システムや県内唯一のエル・ネットの送信設備もあることから、PC講座といったPC設備のある教室参加型講座や現地（集合）学習以外の、いわゆる通常の聴講型講座等では、新潟県のような広域遠隔学習推進事業を進める上でも

大きなメリットがある。岩手県立生涯学習推進センターでは、エル・ネットを活用し、平成 16 年度より同センターで開催される講座内容を隣接する岩手県立総合教育センターから発信し、県内各市町村の受信施設へ配信を行っている事例もみられる。エル・ネットの活用当初は、活用に伴う業務の繁雑さや地域の担当職員の動員などの問題が生ずる可能性はあるが、一時的な問題にすぎないとする。

移転は、結果として、総合教育センターの稼働率の向上も図ることができると考える。

なお、本館を貸館化する場合には、建物の建設費の一部を構成する国庫補助金の返還義務が生ずる可能性があることから、関係省庁との協議ないしは確認が必要となる。

平成 14 年度実施の調査研究「生涯学習に関する県民の意識と活動の実態調査」で実施した生涯学習の必要性についての県民アンケートでは、県民が生涯学習の必要性を依然として高く認識していることを示している。

その一方で、あきた県民カレッジの認知度は低い。より効果的な PR 方法を模索し、実行していくことが求められる。

少年自然の家

ベンチマーク（注）とした独立行政法人国立少年自然の家の利用率が年間 83.1%なのに対して、3 少年自然の家の合計の利用率は年間 47.6%と非常に低い状況である。プロジェクトアドベンチャー等の出前講座や立地の特性を生かした主催事業（スキー、スノーキャンプ、楽焼き等）、近隣施設との連携といった、現在考えられる利用率アップのための方策を速やかに実行することを期待する。独立行政法人国立少年自然の家の主催事業には、障害児や不登校等の児童・生徒を対象とした事業が多いことも参考になると考える。

また、今後は、利用率が学校行事に左右されにくくなるよう、小・中学校以外の団体や個人を誘致する企画や教室のさらなる充実が求められよう。

施設数の観点では、今後建設計画のある「あきた白神体験活動センター（仮称）」を含めると、秋田県には、少年自然の家（類似施設を含む）が 5 施設存在することとなり、全国平均値である 1 県当たり 4 施設を超える。面積や人口・他の利用可能施設の有無などの諸条件によって施設数の妥当性は一概には言えない。しかし、将来的には、少子化による利用者の減少が予想され、一方で、3 少年自然の家は、設立後 21～30 年を経過し、設備が

老朽化している。よって、県の厳しい財政状態を考慮し、「あきた白神体験活動センター（仮称）」の建設、または、3 少年自然の家の今後の建替えに際しては、少年自然の家の統廃合を検討する必要があると考える。

少年自然の家の管理運営方法は、県が管理、運営するだけでなく、指定管理者制度を導入することも可能である。指定管理者制度の検討に当たっては、現在、行われている学校教員と指導班との人事交流を継続することが望ましいと考える。少年自然の家における指導経験や普段学校では垣間見ることのできない児童の一面を引き出す経験を養い、学校現場と少年自然の家によりよい相乗効果を生むことを期待するためである。指定管理者制度の検討にあたっては、効率性を確保しながら、教育の質的な相乗効果を得られる方策を模索すべきと考える。

（注）ベンチマークとは、基準となる指標という意味であり、検討対象の指標と基準となる指標とを比較分析することによって、検討対象の特徴を識別することを目的としている。

人件費を中心とした業務コストの削減への取り組み、指定管理者制度の検討

監査対象施設は概して、人中心の組織であり、行政コスト計算書上、人件費の負担が大きくなっている。現状、職員についても県の職員である以上、県の給与規定の枠外で規定を作ることはできないが、指定管理者制度を導入することにより、現在各施設が担っている役割を維持・充実させながらトータルとしての人件費を削減していくことを検討する必要がある。また、正職員の人員削減を検討し、業務委託についてもさらに推進していく必要がある。

なお、指定管理者制度の移行も、施設の存続が前提にある。指定管理者制度の導入にあたって、統廃合の検討余地が残されている施設については、まず、統廃合の検討を充分に行う必要があることに留意しなければならない。

個別事項

1 人事関係

(1)出勤簿の承認（農業科学館、総合教育センター、子ども博物館、生涯学習センター、少年自然の家）

出勤簿について、上席者の承認印が押印されていない。出勤簿は職員の勤怠データとして重要であり、欠勤者が誤って出勤印を押印していないこと等を確認するためにも、上席者の承認印を押印する必要があると考える。

(2) 給料受領印の入手方法（子ども博物館、生涯学習センター、少年自然の家）

給料の支給方法は、現金支給とすることができるが、「給料諸手当支給明細書（所属用）」は1ページに4名分の支給明細が記載されているため、受領印を押印する際に、受給者は他の3名の支給明細を見ることができる。給料支給額は個人のプライバシー情報であるため、受給者が他人の給与を閲覧できないように受領印の押印方法を変更すべきである。

なお、受給者が他人の給与を閲覧できないようにするために、システムを変更しなければならず、費用対効果の観点から早急な対応が困難である場合には、「給料諸手当支給明細書（所属用）」の用紙を人数分に分割して受領印を入手する等の代替的な措置を講ずることが考えられる。

2 固定資産の状況

(1) 保有資産の経過年数

各施設が保有する物品には耐用年数経過資産が多数見受けられ、必要な機器類について長期の設備更新計画の策定が求められる。

(2) 施設の老朽化（農業科学館）

「曲屋」の茅葺屋根は経年により腐食しているため、早急な修繕が必要である。施設を維持し続けることが困難であるならば、やむを得ず廃棄も検討すべきである。

(3) 低稼働資産と設備投資の意思決定

各施設に低稼働資産や未稼働資産が散見された。低稼働資産や未稼働資産は、建設または取得をする必要がなかったことを意味する場合がある。財政が厳しい状況の下、教育政策目的であるとしても、稼働率を無視して設備投資を行うことはできない。

設備投資実施時の利用計画を策定し、当該利用計画を少なくとも投資対象が稼働している期間は保管する必要がある。さらに、投資実行後には保管した利用計画に基づいて実際

の利用状況を検証し、投資意思決定の妥当性と今後の利用価値を定期的に判定する必要がある。

設備投資において重要なことは、設備投資の意思決定後、費用として生じる減価償却費は削減が不可能であるという認識である。言い換えれば、設備投資の意思決定時に将来の費用を確定してしまうということである。したがって、設備投資の意思決定の際には、慎重に設備投資の利用計画を策定し、設備投資の可否の判断を行う必要がある。

一方、設備投資実施後、修繕費等の維持費用が発生する場合には、毎期の支出に見合う重要なものであるかを見極め、場合によっては、他の施設への移管や廃棄を検討する必要がある。継続使用する場合でも、使用頻度に対する保守点検頻度の妥当性を検討し、出来る限り経費を節減する必要がある。

3 固定資産の管理

(1) 保有図書管理

農業科学館、総合教育センター、生涯学習センターの図書については、図書台帳等の管理簿を適切に整備・運用し、定期的な実地棚卸を実施すべきである。

(2) 物品管理

物品購入後、管理ラベルを貼って台帳登録を行い、それ以降の現物管理は供用者が行っている。しかしながら、定期的な実地棚卸を実施していない。物品の棚卸は数量の確認だけでなく使用状況の把握や不用品の把握にも必要であるため、定期的の実施する必要がある。

また、管理ラベルには、物品分類コードではなく品名/名称を記入している施設がある。同一種類の物品は同じ品名/名称となっているが、個々の物品を区分する枝番号や固有の資産番号がないため、備品と備品原簿を一対一で紐付けすることが非常に困難である。備品と備品原簿を一対一で紐付けできるような管理ラベルの記載方法を採用すべきである。

(3) 視聴覚教材管理（生涯学習センター）

保有する視聴覚教材を一覧管理し、定期的な実地棚卸を実施する必要がある。

4 契約関係

(1) 展示室更新のための契約方式（子ども博物館）

平成 13 年度に第 1 展示室の更新のために、指名競争入札を実施しているが、魅力ある展示室の更新の観点から、今後、1 つの設計案に対して価格競争に持ち込むよりも、同一発注金額の下で複数の設計案を競わせるプロポーザル方式の選択を考慮することが望ましいと考える。

5 収入関係

(1) 公衆電話使用料（総合教育センター、生涯学習センター、少年自然の家）

総合教育センター、生涯学習センター及び少年自然の家の公衆電話使用料の回収・入金担当者は 1 名である。公衆電話使用料は金額的に重要性に乏しいことから、回収・入金担当者を 2 名にする必要はないが、内部牽制の観点から、少なくとも公衆電話使用料の納付額と電話会社からの請求額との比較・照合を毎月実施すべきである。

(2) 生涯学習センター分館の施設貸料（生涯学習センター）

分館の管理業務を委託している（財）秋田県総合公社は、利用者から支払を受けた施設貸料を県に納付しているが、（財）秋田県総合公社に管理業務を指導していることを根拠に、生涯学習センター本館では、利用申請書の施設貸料と納付額が一致していることを確認していない。

牽制目的の観点から、利用申請書と納付額とを照合すること等により、（財）秋田県総合公社からの納付額の妥当性を確認する必要があると考える。

6 行政コスト計算書関係

平成 14 年度に各施設に関連するコストについて、各施設の行政コスト計算書に反映されていない項目があった。行政コスト計算書は、各施設が 1 年間に提供した行政サービスに要したコストを明らかにする資料であるため、当該施設で発生したコストを洩れなく計上する必要がある。

(1) 工作物等の減価償却計上洩れ

平成 14 年度の行政コスト計算書上の減価償却費と根拠資料を照合したところ、工作物の減価償却費が行政コスト計算書に計上されていなかった。また、大館少年自然の家では、建物の減価償却費 4,557 千円が行政コスト計算書に計上されていなかった。

(2)一括契約に係る按分計上（少年自然の家）

秋田県として一括して業者と締結している、プロジェクトアドベンチャー（PA）エレメントコース定期点検（274 千円）、PA 指導・管理者研修会（540 千円）及び教員等 PA 指導者研修会（1,822 千円）に係る業務等委託契約に係るコストは、3 少年自然の家それぞれの行政コスト計算書では集計されていないが、合理的な基準により、コストを按分して計上する必要がある。

(3)所管課で支出しているコストの取り扱い（農業科学館、子ども博物館、少年自然の家）

平成 14 年度に所管課で支出しているコストについて、各施設の行政コスト計算書に反映されていないものがあった。

また、改良及び修繕に関する支出を、資本的な支出として資産計上し減価償却を通じてコストを計上するか、修繕費として年度のコストとして計上するか、を定めた規定がなく、管財課と各施設が協議して、その都度決定している。資本的支出と修繕費に係る具体的な規定を設定する必要がある。

以上